

水際対策強化に係る新たな措置（２８）

水際対策強化に係る新たな措置（２７）が更新され、2022年6月1日以降は、水際対策強化に係る新たな措置（２８）（令和4年5月20日発表）のとおりとなります。

1 「水際対策強化に係る新たな措置（２８）」については下記のリンクをご覧ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

2 「水際対策強化に係る新たな措置（２８）」に基づき、外務省及び厚生労働省において見直しの都度、公表するとされている国・地域の区分については下記のリンクをご覧ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0526_list.pdf